

米国（ケンタッキー州）からの家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置の解除について

米国家畜衛生当局からの情報により、米国ケンタッキー州における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、同州に対する家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置を本日付けで解除することとしました。

1. 米国ケンタッキー州における弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H7 亜型）の発生を受け、同州から本国に輸出される家きん及び家きん肉等については、平成 21 年 4 月 6 日以降、輸入一時停止措置を講じていたところである。
 2. 今般、米国家畜衛生当局からの情報により、同州における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、同州に対する家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置を本日付けで解除することとし、関係機関に通知した。
 3. なお、弱毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性を確認していないニューヨーク州、イリノイ州、テネシー州及びミネソタ州に対する輸入停止措置は継続する。
- ・ 発生国又は地域から家きん、家きん肉等の輸入を停止するのは、家きん等がウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

関連資料：

米国（ケンタッキー州）からの家きん肉等の輸入一時停止措置について

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/090406.html>

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：伊藤

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>